

令和8年度イノベーション・プロデューサー実証事業 募集要領

(令和8年度成長型中小企業等研究開発支援事業(イノベーション・プロデューサー実証事業))

令和8年4月20日
中小企業庁 経営支援部
イノベーションチーム

経済産業省では、令和8年度成長型中小企業等研究開発支援事業（イノベーション・プロデューサー実証事業）を実施するため、「イノベーション・プロデューサー」を以下の要領で広く募集する。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始している。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募すること。

1. 事業の目的

中小企業の稼ぐ力を強化し成長につなげる観点で、イノベーションは大幅な成長をもたらす有力な手段の一つ。イノベーションを創出し、新製品・新サービスを生み出すためには、自社の強みの認識・言語化を行うとともに、既存事業の関係先以外のニーズを探索し、得られたニーズと自社の強みの間を往復しながら新製品・新サービスの構想・具体化を行い、差別化戦略を構築する機能が必要であり、こうした機能を補完又は中小企業に代わって提供する支援策が求められている。

中小企業庁では、このように、市場ニーズと企業のコア技術やノウハウから新たな価値を持つ新製品・サービスを構想し、事業化までプロジェクトを牽引する「イノベーション・プロデューサー」のモデルとなる者及びそのチーム等（以下、「実証事業者」という。）を募集する。選定された実証事業者は、**中小企業の新事業・新サービスの事業化につながるイノベーションのプロデュース活動をモデル事業として行うことで、イノベ P の活動の拡大に関する実証を行う。イノベーションのプロデュース活動とはイノベ PGL 第2章に示すプロセスと手法を指す。**また、実証事業者は、委託事務局による中小企業によるマーケットインでのイノベーション創出促進に向けた各種調査や検討及び実践に積極的に協力のこと。

なお、事業実施にあたっては、中小企業庁経営支援部イノベーションチーム（以下、「中小企業庁」とする）と事前に協議することとする。また、経済産業省及び中小企業庁によるイノベーション創出支援の取組や以下の報告書等を勧案すること。

■中小企業のイノベーションの在り方に関する有識者検討会

・中間とりまとめ報告書 概要

(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/innovation/report/20230622report_01.pdf)

・中間とりまとめ報告書

(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/innovation/report/20230622report_02.pdf)

■イノベ PGL

・概要

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/innovation_producer/guideline/01.pdf

・本文

2. 事業内容

(1) 実施スキーム

本事業は、中小企業庁より「令和8年度成長型中小企業等研究開発支援事業（イノベーション・プロデューサー実証事業）」事務局（以下、「事務局」という）が委託を受け、事務局が再委託等を行う候補となる事業者を選定し、事務局から当該事業者に対し、事業の一部を「実証事業者」として再委託等を行う形式で実施する。

中 小 企 業 庁

(申請) ↑ ↓ (委託)

事 務 局 (委 託 先)

(申請) ↑ ↓ (再委託※)

イノベーション・プロデューサー (実証事業者) (再委託先※)

※基本的には再委託だが、特殊の事情がある場合には謝金の支払いとすることも可。

(2) 実証事業者

事務局が実証を委託する事業者は以下のとおり。

再委託額	上限2,000万円(税込)
事業者数	10者程度
要件	<p>以下の要件を全て満たす者。なお、個人・法人の別や所属団体は問わない。</p> <p>①イノベPGLに示す、倫理・行動規範に沿って活動する者。</p> <p>②イノベPGLに示す、能力要件を備える者。 (自身の人脈を使って能力を発揮できる場合を含む。)</p> <p>③イノベPGL第2章に示す、イノベPの支援アクションを既に実践している者。(必ずしも全て実践している必要はないが、事業化にコミットできる人材を想定する観点から、実践内容が広範に及ぶ方が望ましい。自身の人脈を使って実践している場合を含む。)</p> <p>④中小企業における「新結合(イノベーション)」による新たな価値を持つ新製品・サービスの開発および事業化支援において実績がある者。</p> <p>⑤実証事業を行う十分な体制を有している者。</p> <p>⑥本事業にて担い手育成を実施する場合、育成対象者が以下の要件を満たしていること。</p> <p>－特定の業界にて深い知見を有している。例えば、①経営企画や事業開発に5年以上従事した経験がある。又は②特定の業界の現場(バックオフィスを除く)にて5年以上従事した経験があり、本事業でもその分野に関連した市場に進出する事業開発支援を行う等。</p> <p>－業界の課題感やニーズを持つ者へのアクセス手段を有するなど、イノベーション・プロデューサーに準じたネットワークがあり、ニーズの一次情報に触れることができる。</p>
その他	・以下のいずれかの要件を満たす応募者は、特に優先的に実証を委託する。

	<p>①過去の実証で十分に事例が収集できていない、イノベ PGL に示す拡張スパイラル（顧客ニーズへの適合～事業拡大のフェーズ）の手法の実証を行う者。</p> <p>②高市内閣において掲げられる「危機管理投資」、「成長投資」の戦略分野に含まれる分野において、イノベ PGL に示す手法の実証を行う者。</p> <p>（参考）「危機管理投資」、「成長投資」の戦略分野（首相官邸 HP） https://www.kantei.go.jp/jp/headline/sougoukeizaitaisaku2025/tsuyoikeizai.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業者は、実証内容を問わず、3ヶ月に1回以上、事務局を実証現場に同席させると共に、月1回程度、事務局と定例報告会議を開催し、事業の実施状況を報告する。 ・実証事業者は、事務局が別途実施する実証関連業務（イノベPシップ宣言（仮称）、イノベーション・プロデュース推進会議、WG等）への協力依頼があった場合は、最大限の協力をすること。 ・実証事業者には原則として上記の要件を求めるが、応募者の背景や提案内容等から特に本実証事業の目的に沿う有益な示唆が得られると中小企業庁が判断した場合は、一部要件に満たない応募者であっても実証を委託する場合がある（この場合、当該事業者はトライアル実証事業者と称する）。
--	--

（3）実証事業者の事業内容

中小企業の新事業・新サービスの事業化につながるイノベーションのプロデュース活動をモデル事業として行うことで、イノベPの活動の拡大のための実証を行う。イノベーションのプロデュース活動とはイノベPGL第2章に示すプロセスと手法を指す。

モデル事業の具体的内容・方法は任意とするが、以下のようなものが想定される。

なお、モデル事業は必ず中小企業の新製品・新サービス開発の実務を行い、中小企業のイノベーション活動に関する一定の成果（※）を求める。また、担い手拡大のみを実証内容とすることはできない。

※成果の例

- ◇ 支援企業内でプロジェクトが立ち上がる
- ◇ 支援企業内で新規開発チームが編成される
- ◇ 協業先、資金提供者等とつながる
- ◇ 新製品・サービス開発が始まる
- ◇ 支援企業内で新規開発チームが編成される
- ◇ 協業先、資金提供者等とつながる
- ◇ 新製品・サービス開発が始まる

例1) イノベPGLに示す手法とGLの運用に関する実証

実証事業者が、モデル事業を通じて、イノベPGLに示すイノベPの能力・活動指針の普遍性およびGLの運用の在り方（イノベPとしての活動の在り方を構築するためにGLはどのように運用されるべきか）について実証する。

例2) イノベPの担い手拡大の実証

実証事業者が、モデル事業を通じて、次のイノベP候補となる人材（担い手）を育成し、イノベPGL・OJT・その他の手法等、担い手育成における必要要素およびその提供方法について実証する。

【担い手拡大の実証に関する留意事項】

- ・ イノベーション・プロデューサー候補は申請時に決めること。
- ・ 育成に関する計画書を策定し、イノベーション・プロデューサー候補者ごとに育成の状況について記録・評価すること。
- ・ 当該候補者が将来的にどのように活動するかを計画すること。
- ・ 研修・セミナーの受講等に関する経費は対象外とする。

なお、提案内容に事業趣旨からずれるものが一部含まれている場合には、採択者決定後に提案内容及び計画、再委託額を精査した上で再委託契約を行う。

<本事業の対象外となる活動>

① 経営改善に係る支援

支援企業の経営上の課題の棚卸や組織改革、意識改革など。

② プロダクトイノベーション以外のイノベーション(既存製品の脱炭素化を含むプロセスイノベーション等)に係る支援

いずれの場合でも、新事業の事業化までの支援内容や、上記「例2」の場合には人材育成計画の全体像を提示した上で、令和8年度事業の終了時点での目標を示すこと。目標は、イノベーション・プロデューサーの活動目標だけでなく、支援対象の中小企業のイノベーション活動がどのような状態にあるか、育成対象の人材がどのように成長しているか等を示すこと。なお、審査に当たっては、研究開発・事業開発要素の深さも鑑み、必ずしも事業化に近いものが評価されるとは限らない。

(4) 実証事業者が支援対象とする中小企業

支援対象となる中小企業について、事務局では募集を行わない。実証事業者にて、支援対象の発掘を行ったうえで応募する。選定方法は任意の方法とするが、支援対象は次の要件を満たす中小企業とする。

なお、中小企業庁から支援対象となりうる企業を紹介した場合は、支援対象に追加する等、最大限の協力を行うこと。

<支援する企業数の目安>

➤ 4社程度

※ 中小企業側のやむを得ない事情による実証の中止、または新規の優良企業との発掘により、支援企業の構成が変わることは認める。ただし、支援企業の全体数は4社程度から大きく逸脱しないようにすること

※ やむを得ない事情により支援企業を変更する場合には、事前に事務局の承認を得ること。

<支援対象とする中小企業の要件>

- 中小企業者等(「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する「中小企業者」または同法第2条第5項に規定する「特定事業者」)であること(ただし、いわゆる「みなし大企業」については対象としない)
- 日本国内において事業を営み、本社を置いていること。
- 本事業にてプロダクトイノベーションに取り組むこと(プロセスイノベーション(脱炭素化も含む)であり、製品・サービスがもつ機能等が変わらないものは対象外)
- 成長志向であり、事業開発に積極的であり、イノベーション・プロデューサーからの助言に応えられる姿勢・体制がある企業があること(経営状態が悪く、イノベーション活動が可能なリソース・体制がない場合や、企業において真剣な姿勢が見られない場合には本事業における支援の対象外)。
- 経営者が、本事業での支援により事業開発に取り組むことに承諾すること。
- 全国の中小企業を対象とし、特定の都道府県に限定しないこと。

<留意事項>

- 現在の売上が10億円以上100億円未満であり、将来的に売上高100億円を目指せる企業が望ましい。
- スタートアップ(設立15年以内の中小企業者等)については、排除はしないが、メインの対象とはしない。

<みなし大企業の定義>

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
 - ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
 - ③ 大企業(外国法人含む)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
 - ④ 発行済株式の総数又は出資金額の総額が①～③に該当する法人の所有に属している法人
 - ⑤ ①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人
- ※ 直接的、間接的に所有されているかどうかを問わず、条件に合致する場合には「みなし大企業」に該当するものとする

<大企業の定義>

中小企業者等以外で事業を行う者(自治体等公的機関を含む)のこと。

ただし、以下に該当する者については、「大企業」として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(5) 実証事業の進捗報告

- ① 実証事業者は、支援企業ごとに各事業の進捗状況を報告する。
- ② 人材育成を行う場合には、育成対象者ごとに育成の状況を報告する。
- ③ 委託事務局との定期報告会を原則1か月に1回程度行い、オンラインで行う事を可能とする。ただし、3か月に1回程度、委託事務局の現地確認を行う事とする。原則、定期報告会には中小企業庁も同席する。
- ④ 実証の結果は事務局により評価がされ、中小企業庁に報告される。

(6) イノベPシップ宣言者（仮称）の募集・公表への対応

中小企業庁では、イノベPGLを普及し、将来のイノベPの担い手を見える化するため、ガイドラインに則した活動を行うことを宣言する「イノベPシップ宣言（仮称）」制度の開始を検討中である。実証事業者は、委託事務局においてイノベPシップ宣言（仮称）が実際に、募集・説明・受付・公表される際には、事務局に最大限協力すること。例えば実際にイノベPシップ宣言を提出することや、説明会への登壇、制度に対するフィードバック等を想定する。

(7) イノベーション・プロデュース推進会議およびWGへの対応

中小企業庁では、イノベPGLを普及し、将来のイノベPの担い手を見える化するため、令和8年1月にイノベーション・プロデュース推進会議（年1回、1月頃開催）およびWGを立ち上げた。令和8年度も企画運営し、イノベーション支援機関の連携を向上すると共に、イノベーション支援機関の意識啓発やスキルアップやネットワーキングに繋げるため、委託事務局が行う業務に最大限協力すること。例えば会議およびWGの傍聴や参加、内容に対するフィードバック等を想定する。

（参考）イノベーション・プロデュース推進会議について

資料 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/innovation_produce_suishin/001/001.html

議事録 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/innovation_produce_suishin/001/gijiroku.pdf

（参考）イノベーション・プロデュース推進会議WGについて

推進会議参加機関の実務者が実際にイノベーション・プロデュース力を向上するため、人材育成・ネットワーキング機会や、成長市場における最新動向の情報を提供するもの。令和7年度は半導体市場参入支援をテーマにイノベPを含む有識者による公開パネルディスカッションとネットワーキング交流を実施。

(8) J-GoodTech等との連携可能性の検討に向けた対応

委託事務局は、中小企業基盤整備機構が運営するJ-GoodTech（企業の販路拡大を支援するマッチングサイト、海外企業を含む4万社が登録）等のイノベーション支援施策について、中小企業の利用状況や中小企業基盤整備機構および登録専門家による支援状況を踏まえ、イノベP事業との連携可能性について提案する。実証事業者は、委託事務局が当該検討を行う際には、最大限協力すること。例えばJ-GoodTech ツールに関するフィードバックや、登録専門家への講義や意見交換等を想定する。

（参考）J-GoodTech <https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>

(9) イノベPのような能力を持つ支援者の増加策(育成の仕組み・育成カリキュラム等)の検討のための調査への協力

中小企業庁では、イノベPシップ宣言(仮称)の施策に加え、今後イノベPGL等を活用しイノベPのような能力を持つ支援者を増加する方策も検討しているところ。当検討にあたり、既に国内で実施されている支援人材の育成の仕組みの調査や、イノベPやイノベP担い手のコミュニティ形成によるピアラーニングの実践と効果検証、イノベPによるOJTの検証等を行い、今後の増加策の在り方について検討する。実証事業者は、委託事務局が当該調査・検討を行う際には、最大限協力すること。例えばイノベPやイノベP担い手のコミュニティ形成によるピアラーニングの実践や委託事務局にOJT現場を観察させること、委託事務局との意見交換等を想定する。

(10) イノベーション・プロデューサーおよび関連施策に関する広報への協力

委託事務局は、前項の増加策を検討する中で必要と判断する場合は、イノベPおよび関連施策に関する広報を実施する。例えばWEBコンテンツの制作やイベントや説明会開催等が考えられる。実証事業者は、委託事務局が広報を行う際には、最大限協力すること。例えば取材対象となることや、イベント・説明会等への登壇等を想定する。

<訴求対象>

- ・マーケットインのイノベーションに取り組みたい中小企業
- ・イノベPの担い手(イノベPシップ宣言(仮称)層)

<訴求内容>

- ・イノベPとイノベーションに取り組むメリット
- ・イノベPになるステップ(イノベPGLやイノベPシップ宣言(仮称)について)等

3. 事業実施期間

契約締結日～1月末ごろ(具体の日付は事務局にて決定いたします。)

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体、個人等とする。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めるが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出すること。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない。)

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：10者程度

(3) 契約額上限：2,000万円（税込み）

なお、最終的な実施内容、契約金額については、事務局と調整した上で決定する。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体を事務局に納入。

報告書に非公開情報がある場合は、公開版を別途作成すること。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となる。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能につき、希望する場合は事業開始後に事務局あて個別に相談のこと。支払額や時期については、事務局と相談の上、決定する。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、実証事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として事務局が現地調査を行い、支払額を確定する。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあるので留意のこと。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和8年4月20日（月）

締切日：令和8年5月22日（金）12時必着

(2) 説明会の開催

以下のとおり開催する。参加を希望される方は、参加登録フォームに沿って必要事項を登録すること。（事前にテスト連絡をさせていただく場合がある。）

<説明会開催概要>

日時：令和8年4月24日（金）14時00分～15時00分

形式：オンライン（Microsoft Teams）

内容：募集の背景および募集内容、質疑

参加登録フォーム：<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien/inovpkoubo>

参加登録締切：令和8年4月24日（金）10時

資料送付および質疑概要のみ希望する場合も、フォームに沿って登録のこと。

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出すること。

- ・ 様式1:申請書
- ・ 様式2:企画提案書
- ・ 様式3:再々委託費が50%を超える理由書(該当する場合のみ)

- ・ 様式4:情報取扱者名簿及び情報管理体制図
 - ・ 様式5:暴力団排除に関する誓約書
 - ・ 様式6:事業費総額の積算根拠
 - ・ 人件費単価根拠(様式自由 ※委託事業事務処理マニュアルを参照。)
 - ・ 一般管理費の算出根拠(様式自由 ※委託事業事務処理マニュアルを参照。)
 - ・ **プレゼン動画(詳しくは④を参照)**
 - ・ 過去に採択された者は当該年度の報告書
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されない。
- ④ プレゼン動画について
- スマートフォンやビデオカメラ、オンライン会議ツール等で撮影・録画した動画ファイルをご提出ください。プレゼンテーションの形式は自由。
 - プレゼンの時間は以下を目安とする。
 - ① 申請内容に関するPR(5分程度)
 - ② 過去に採択されたことがある者はその事業内容と成果について(5分程度)
 - **動画ファイルの大きさは20MB以内**にすること。
 - イノベーション・プロデューサーのプレゼンが評価対象となる。他の従事者もサポートいただいても結構であるが、審査対象はあくまでイノベーション・プロデューサーとなる。
 - 動画の画質は審査対象には含まない。ただし、プレゼンの様子が確認できないほど荒い動画の場合は正しい審査ができないため留意のこと。
- ⑤ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は以下のフォームから提出すること。

応募フォーム①にて申請者情報を入力し、応募フォーム②にて応募ファイルを提出すること。どちらか一方の場合は、受理しない。

<応募フォーム①:申請者情報の入力>

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien/inobep>

<応募フォーム②:応募ファイルの提出>

<https://large-file-exchange.meti.go.jp/mb/cgi-bin/index.cgi/upload/czvCCI9XNXqXhpbdlhgl6g/VEX4XeVxQZCmP3YqqXOaLQ/>

[パスワード : R8oubo]

<留意事項>

- ・ **すべてのファイルを zip 形式で一つにまとめること。**
- ・ **zip ファイルの大きさは 30MB 以内とすること。**
- ・ **zip ファイルの名称は「【申請者名】R8 イノベ P 応募資料」とすること。**ファイル名に記載

する申請者名は「株式会社」等は除くこと。

- ・ ファイル名に環境依存文字を使用しないこと。
- ・ 資料に不備がある場合は、審査対象とならないため、記入要領等を熟読の上、注意して記入のこと。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定する。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を実施する。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。令和7年度中に一定の成果が見込めるか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ イノベーション・プロデューサーが提供するマーケットや新事業の構想が以下のいずれかに該当するか。また、中小企業が参入することで、中小企業自身の成長に寄与するか。
 1. 将来において成長発展が期待される分野か
 2. 社会課題の解決に資するものか
 3. GX や経済安全保障など、経済産業政策と整合的であるか
- ⑥ イノベーション・プロデューサーが十分な能力及び実績を有しているか。
- ⑦ 過去に採択された者は、今年度の実証を通じた新たな学びが見込めるか。
- ⑧ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑨ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑩ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑪ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑫ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、中小企業庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知する。

8. 契約について

- (1) 採択された申請者について、事務局との間で委託契約を締結する。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となるため、あらかじめ留意のこと。契約条件が合致しない場合は、委託契約の締結ができない場合もあるため留意のこと。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いする場合がある。

- (2) 委託比率が50%を超える場合

- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、中小企業庁で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅰ（以下の事業類型Ⅰ～Ⅲ）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

<事業類型>

- Ⅰ. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- Ⅱ. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

9. 経費の計上

- (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおり。

経費項目	内容
Ⅰ. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費 ※採用に係る費用は対象外

Ⅱ. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費 ※報告書の印刷は不要
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） 通信運搬費（郵便料、運送代等） 翻訳通訳、速記費用、文献購入費等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 研修・セミナーの受講等に関する経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 支援対象の中小企業が支払うべき経費（社員の人件費・旅費、会議参加費（展示会出展費

を含む)、設備費、材料費、試験・評価費、委託研究費等)※あくまでも実証事業者の活動に係る経費が対象

- ・ その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、事務局が現地調査を行い、支払額を確定する。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となる。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性がある点に留意すること。

(2) 委託事業の事務処理・経理処理については、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理すること。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- 事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- 再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- その他、執行管理業務と想定する業務 など

(3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(4) 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

(5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告

書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・ 提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※ 不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

11. 問い合わせ先

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

担当：坂本、佐藤（知）、齋藤

E-mail：bz1-inobeka-gijutsu@meti.go.jp

※問い合わせは電子メールで行うこと。電話での問い合わせには回答しない。

※問い合わせの際は、件名を必ず「令和8年度イノベーション・プロデューサー実証事業公募について」とすること。他の件名では問い合わせに回答できない場合がある。

以上